

# 都市化による不良観の変容と少年少女の不良化 ——大正・昭和期の不良少年観を中心として——

The Transformation of the Outlook on Delinquent by the  
Urbanization and the Delinquency of Boy and Girls :  
Mainly on Outlook on Juvenile Delinquency of  
Taisho Period and the Showa Era Period

作 田 誠一郎\*

Seiichiro Sakuta

## 1. はじめに

不良少年に対する社会史および歴史社会学的研究は、これまでの先行研究を通して新たな研究領域であり、いまだに出発段階の域を超えない。そのなかでも、若者文化論の視点から不良少年を取りあげた桜井哲夫の研究(1997)や犯罪報道や統計の見方を中心として歴史的な検討を加えた鮎川潤の研究(2001)は、現在の非行少年に対するステレオタイプ的な説明や犯罪者予備軍というレッテルを付与する現代社会を鋭く指摘している点で、数少ない優れた先行研究である。しかし、これまでの先行研究には、「不良」基準に依拠した不良少年観を分析視角とする歴史社会学的なアプローチや本稿で対象とする具体的な不良少年の実態および集団化についての研究は少ない。また、これまでの非行少年に対する逸脱研究は、どうしても現状の非行現象に目が奪われ、歴史的な流れのなかで非行少年を捉える視点が欠けていたように思われる。特に、明治期から昭和初期に至る戦前

日本の非行研究は、戦後以降の統計的な非行件数等の分析とは分断されて扱われており、明治期以降から現在まで一貫するような非行少年の変遷は、眼前の非行少年問題を理解する知見を与えてくれるはずである。

本稿では、当時の人びとの不良少年に対する意識を不良少年観として捉えることで、戦前期の不良少年の定義と「不良」基準について言及し、近代化する日本の社会を踏まえながら具体的な不良少年の活動と集団化について考察する。特に本考察では、感化院や矯正院などの更生施設における不良少年の更生過程の実態ではなく、更生施設に収容される以前の不良少年の集団化や活動に着目して、当時の不良少年の実態について明らかにしたい。

## 2. 不良少年の定義と「不良」基準の類別化

はじめに、当時の不良少年の定義について見てみると、現在の非行少年にも一般的に用いられる法的な定義をあげることができる。

\* 山口大学コラボ研究推進体 (Collaborative Research Institute for East Asia, Yamaguchi University)

少年法（1923）が施行される以前には、1908（明治41）年に制定された「改正感化法」に不良少年の定義が認められる。表1には、改正感化法および少年法の対象者をあげている。

＜表1＞改正感化法および少年法の対象条文

1. 感化法第5条
一、満八歳以上十八歳未満ノ者ニシテ不良行為ヲ為シ又ハ不良行為ヲ為ス虞アリ且適當ニ親権モノナク地方長官ニ於テ入院トミタル
二、十八歳未満ノ者ニシテ親権者又ハ後見人ヨリ入院ヲ出願シ地方長官ニ於テ其ノ必要ヲ認メタル者
三、裁判所ノ許可ヲ経テ懲治場ニ入ルヘキ者
2. 少年法第1条、第4条
・本法ニ於テ少年ト称スルハ十八歳ニ満タサル者ヲ謂フ
・刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為シ又ハ刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為ス虞アル少年…（後略）

改正感化法が施行された理由として、1907（明治40）年に制定された新刑法が以前に制定された刑法（1880）とは異なり、刑事責任能力を14歳以上の者に認めたことに起因している。それは、1900（明治33）年の感化法第5条に、「地方長官に於テ満八歳以上十六歳未満ノ者之ニ對スル適當ノ親権ヲ行フ者適當ノ後見人ナクシテ放蕩又ハ乞丐ヲ為シ若ハ悪交アルト認メタル者」（傍線筆者）と制定されていたためである。また、改正感化法では、初めて条文に「不良行為」という言葉が用いられている。

その後に制定された少年法では、不良少年の範囲として「虞犯」について審議がなされている。当時の少年法案審議の過程を見ると、政府委員鈴木喜三郎は「犯罪行為をなす虞のある不良少年…この犯罪行為をなす虞ある不良少年と申しますのは、言葉を約して申しますれば準犯罪少年である。この準犯罪少年

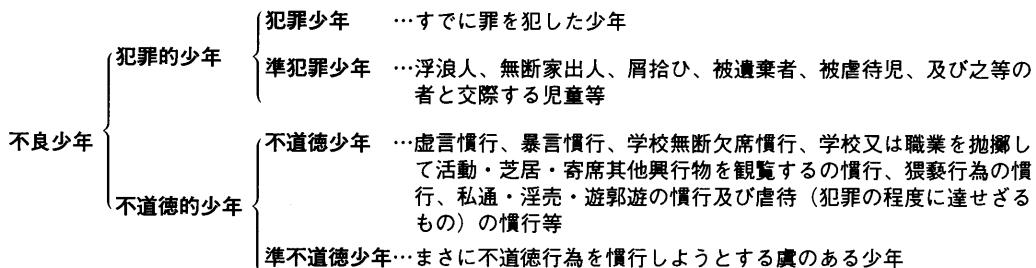
と犯罪少年との區別といふものは間髪を容れざるものであります。一步踏み出せば犯罪少年である。…斯う少年（準犯罪少年）は直ちに以て学校教育をさせる、文部省で以て、或は内務の方でこの取締をするということもあるかも知れませぬけれども、一步進めば直ぐ警察事故となってその処置を受けなければならぬ、斯ういうようなものでありますからして、犯罪少年と準犯罪少年とは殆ど区別の付き悪いもので、斯の如き犯罪性から来る所の不良性を矯正し、改善するというような趣意から致しまして、司法省所管として審判所を設ける、斯う云うことになっております」（第四回帝国議会貴族院委員会議事速記録第一号）と述べている<sup>1)</sup>。

現行の少年法でも「虞犯少年」については、法的な解釈上「虞犯性」の判断に客觀性を与えるため「虞犯事由」を要件に加えている。しかし、現状の虞犯に関する法理論も複雑な様相を示している<sup>2)</sup>。大正期の少年法の制定においても、この「虞れる不良少年」の解釈は困難であったことが伺える。

また、法的な不良少年の類別以外にも、当時の不良少年研究には不良少年の実態をもとにした「不良」基準や不良少年の類別を認めることができる。当時、東京少年審判所審判官であった鈴木賀一郎の著書『不良少年の研究』（1923）には、「犯罪行為を為し又は犯罪行為を為さんとする虞ある少年及不道徳行為を慣行し、又は不道徳行為を慣行せんとする虞ある少年である」（鈴木1923：19）として、不良少年に新たな「道徳」という定義を用いている。鈴木の不良少年の類別は図1に示している。

鈴木は、不良少年を「犯罪的少年」と「不道徳的少年」に大別している。それぞれの内容を見ると、「犯罪少年」は、「既に罪を犯した少年」であり、「準犯罪少年」は「将に罪

&lt;図1&gt;鈴木の「不良少年」類別 I



[注] 鈴木賀一郎『不良少年の研究』より作成

&lt;表2&gt;中学校生徒に対する善悪行為の意識調査（調査対象—男子15校10092名、女子19校9818名）

「善いと思う行為」

男性	人数	女性	人数
親切	1348	親切	2921
孝行	556	孝行	805
忠義	451	正直	787
忠孝	414	早起	422
早起	316	同情	344
慈善	298	家事手伝	266
勤勉	268	忠孝	262
人情	266	慈善	254
勉強	250	忠義	244
正直	233	従順	241
規則正しい	128	博愛	226
博愛	128	勤勉	212
譲席	124	捨我精進	179
車中譲席	123	快活	162
清潔	95	信仰	153

「悪いと思う行為」

男性	人数	女性	人数
窃盗	542	短気	687
短気	563	嘘言	628
喧嘩	36	悪口	507
不忠	298	朝寝	437
嘘言	297	窃盗	409
朝寝	258	我儘	406
怠惰	238	不孝	353
不正直	206	不親切	314
不孝	197	不正直	303
不正	177	虚栄	300
不親切	164	怠惰	211
悪口	162	利己主義	210
悪戯	159	喧嘩	201
迷惑を掛けること	156	兄弟喧嘩	195
不忠孝	135	殺人	189

(注)

- 1) 鈴木賀一郎, 1935, 「東京少年審判所十年」日本少年保護協会東京支部より作成
- 2) 調査対象者は男子15校10092名、女子19校9818名（調査対象中「記入なき者」一男1961名、女1322名）
- 3) 「学生被害調査」は、大正14（1925）年および昭和6（1931）年におこなわれている。

を犯さんとする虞ある少年」と定義されている。そして、「不道德少年」は「既に不道德行為を慣行しつつある少年」であり、「準不道德少年」は「将に不道德行為を慣行せんとする虞ある少年」として類別している。つまり、この分類の基準は、「道徳」および「虞犯」に注目していることがわかる。「準犯罪少年」については、「浮浪人」や「無断家出人」など具体的な少年の状態が示されており、さらに「準不道德少年」を含めることで広範に不良少年を括っている。

また、鈴木が着目した「道徳」という不良少年の基準は、当時の東京少年審判所がおこなった「学生被害調査」にも認められる。この調査は、公立および私立中等学校の学生を対象に学生自身の被害状況を無記名で集計したものである。

この調査のなかで、表2は学生の「善悪行為の意識」に関する設問の回答結果であり、「善いと思う行為」および「悪いと思う行為」という設問の回答をそれぞれ上位15項目までをまとめたものである。この表2からもわか

るよう、男女共に「善いと思う行為」には「親切」や「孝行」、「忠義」や「忠孝」など、道徳的な行為が多く含まれている。一方、「悪いと思う行為」では、「窃盗」などの犯罪行為のほかに、「不忠」や「不孝」、「不正直」などの道徳に反する行為が含まれている。つまり、当時の少年少女自身にも鈴木が着目した道徳的な善悪の基準が意識されていたことがわかる。

さらに鈴木は、図2のように不良少年の行為や属性に注目して、「高等不良少年」「中流不良少年」「下層不良少年」に不良少年をそれぞれ類別している。この類別については、鈴木自身が「結局不良少年の発生に就ては、家庭の欠陥が、最も大なる原因である」（鈴木：8）と指摘していることから、少年が属する家庭を重視し、その家庭が位置する社会的な階層から不良少年を考察することで、実態に即した不良少年を明示する目的があったと思われる。この家庭を中心とした不良少年

の基準は、鈴木が長年に勤めてきた東京区裁判所検事（少年係主任）や東京審判所審判官という経験から実際の不良少年に対峙して得た知見であろう。

鈴木と同様に長年にわたり少年事件にかかわってきた警察庁警部坂口鎮雄（1917）は、不良少年に対する「世間の見解」に注目して、いくつかの「不良」基準を提示している。

その「不良」基準を見てみると、はじめに「土地に依る相違」として、地方と都心部の人びとの紐帯や許容度の差異をあげている。例えば、田舎で柿や桃を盗んで食べるという行為は、泥棒としては扱われないが、都心部では同様の行為が窃盗犯として相当の処分を受けることなどである。また、祭事などにおいて風習として黙認される「卑猥行為」も、「時に依る相違」としてあげている。

次に阪口は、「人に依りて生ずる相違」として、不良行為の結果を隠蔽することで社会に対して公表されない者と見つかって公表さ

<図2>鈴木の「不良少年」類別II

「不良少年」	• 高等不良少年 [家庭] …学者・華族・富豪・実業家・医者・学生・技師・技手・属官などの知識階級。 [行為] …3名から10名くらいまでの集団・万引き(書物・唐物・文具など)・恐喝(現金)・飲食・遊興。 [場所] …書店・百貨店など。 [特記] …巧みに盗むことを誇りとしている。	学生たりし者	…中途退学、または明らかに退学してはいないが、休学のようなかたちで、実際には通学する意思もなく、退学しているのと同じ状態である。
		休学生	…病気その他の理由で、学校を休み、毎日プラプラと遊んでいる。
		[家庭]	…学者・華族・富豪・実業家・医者・学生・技師・技手・属官などの知識階級。
		[行為]	…3名から10名くらいまでの集団・万引き(書物・唐物・文具など)・恐喝(現金)・飲食・遊興。
• 中流不良少年 [行為] …おもに単独行動。なかには「不良少年団」に加入している者もある。 「雇人・給仕」…書籍や唐物などの万引きが中心。夜間学校などの苦学による原因など。 「商店の店員・弟子・小僧」…雇用主の商品または売り掛け代金の横領。活動写真・買 い食い・寄席・芝居・遊興などの資金として。 「職工および職工見習い」…製造品の持ち出しにより、他者に売買する。遊興のための 小遣い銭のため。 「人夫・屑買・居残児童・不就学児童」…かっぱらいが中心。 「木賃宿歩き無職者」…すり、かっぱらい、詐欺、恐喝など。特に「タカリ」が増加	一官庁・会社・銀行等の雇員および給仕、商店の店員・弟子・小僧、牛乳配達、新聞配達、 職工および職工見習い、人夫、屑買、居残少年（父母とも労働するために日中家に残されている少年）、家出者で木賃宿などを泊まり歩いて未だに無宿者とならない少年および不就学児童など。		
	[行為]	…おもに単独行動。なかには「不良少年団」に加入している者もある。	
	「雇人・給仕」	…書籍や唐物などの万引きが中心。夜間学校などの苦学による原因など。	
	「商店の店員・弟子・小僧」	…雇用主の商品または売り掛け代金の横領。活動写真・買 い食い・寄席・芝居・遊興などの資金として。	
• 下層不良少年 (グレ) [行為] …20名から100名くらいの集団行動、首長（成人が多い）を中心とする。すりなどが中心。 平素は屑拾いや飲食店の手伝いなどをして食べ物を貰っている。 [特記] …自由に食べて、寝て、遊んで、楽しむという欲望が中心にある。	「職工および職工見習い」	…製造品の持ち出しにより、他者に売買する。遊興のための 小遣い銭のため。	
	「人夫・屑買・居残児童・不就学児童」	…かっぱらいが中心。	
	「木賃宿歩き無職者」	…すり、かっぱらい、詐欺、恐喝など。特に「タカリ」が増加	

[注] 鈴木賀一郎『不良少年の研究』より作成

れる者の差異に注目する。この基準は、今日でいえば、実際の犯罪行為数と警察の認知件数の差として指摘される「暗数」問題に対する着目といえる。また、「不良行為の程度に依る相違」では、法的な犯罪の構成要件にも注目している。つまり、同じ窃盗であっても、父母の金銭を盗む者と他人の金銭を盗む者では、同じ窃盗行為ではあるが犯罪の構成要件に違いが出るという。

そして、最後は不良少年の定義に大きくかかわる「年齢に依る相違」をあげており、当時の不良少年の年齢が雑多に用いられている状況を指摘している。不良少年の年齢について、坂口は20歳としているが、1917（大正6）年当時は、刑法上の責任能力者との兼ね合いから満14歳を不良少年と主張する説や普通教育である中学校卒業の17歳を主張する説、徴兵において国民義務に就く21歳説などがあり、なかには14歳までを「不良少年」、18歳までを「不良青年」、25歳までを「不良壮年」とする説まであった<sup>3)</sup>。

坂口の「不良」と判断される基準は、不良少年に対する衆目、つまり人びとが意識する「不良少年観」を含意していることがわかる。なぜなら、地域や状況に応じて人びとの「不良」基準は変化し、不良少年の存在や許容度が変化することを指摘しているからである。

さらに、坂口の「不良」基準に依拠しながら、当時の不良少年観を考えてみたい。ここで、坂口の不良少年の類別を図3にまとめてみた。

坂口は、鈴木が示した家庭を中心とする類別とは異なり、不良少年自身の社会的な属性と中心に見ていることがわかる。上段にある「硬派不良少年」と「軟派不良少年」、そして、「浮浪少年」の三つのタイプに対して、「不良学生」「不良職人」「浮浪少年」「窃盗児」というそれぞれの属性が、どのタイプに当たる

のかを矢印をもって示してみた。

大正期の不良少年は、その多くが「軟派不良少年」と「浮浪少年」のタイプに分けられ、「不良学生」の一部だけが「硬派不良少年」のタイプであった。さらに坂口は、不良少年を「因襲的性行」と「文明の進歩」に二分している。「因襲的性行」に基づく不良少年は、団体を組織し徒党を結ぶものであるとし、これを「硬派不良少年」とした。また、「文明の進歩」に従って発現する不良少年はその多くが単独で行動することから、これを「軟派不良少年」と位置づけた。さらに、硬派および軟派の不良少年を混合した団体であり窃盗団としての「浮浪少年」をあげている。

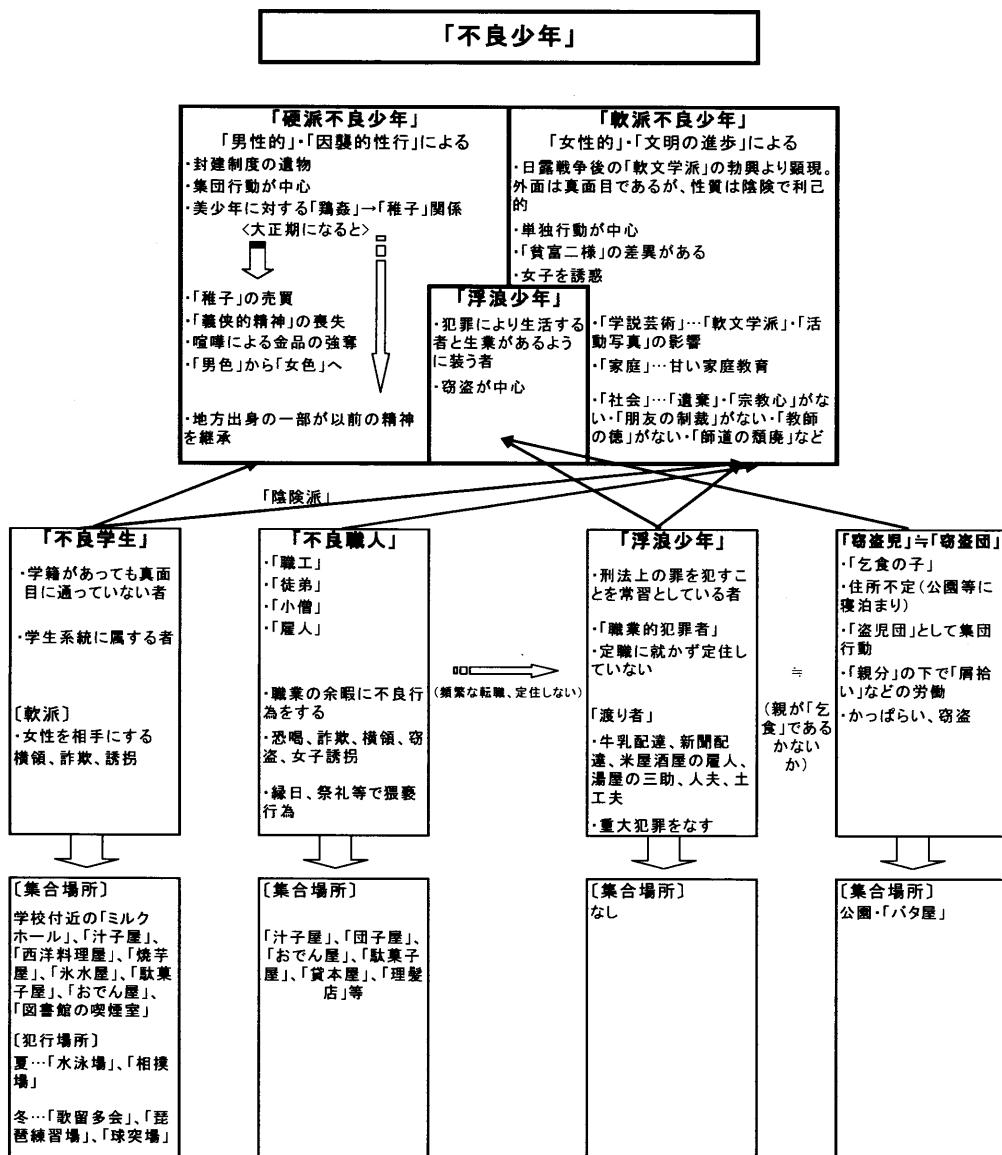
各少年の特徴を見ていくと、坂口は「硬派不良少年」を「封建制度の遺物」と指摘している。この「硬派不良少年」は、昔ながらの義侠的精神を内包しており、どちらかといえば統制側からその行動は敵視されるが、世論からはそれほど敵視されていない集団であったという。そして、彼らの日常は、喧嘩があれば仲裁に入り、常に議論を交わすために学問の修得に励んでいた。しかし、時として議論が合わなければ腕力で解決するなど、警察などからは思想的な活動とともに問題視されていた。

「硬派不良少年」の構成としては、「不良学生」が中心であり、女性を集団から排除して集団内において男性社会を形成していた。また、このなかで成立する性的対象は同性（男性）であり、この男性を自らの「稚子」として面倒をみていた。付言すると、ここでいう「稚子」関係とは、義兄弟の契りを交わすことによって保護者から預かるかたちをとっていた。彼らは「士気は男色に依りて養育されるもの」として、織田信長と森蘭丸や豊臣秀吉と石田三成などの例を「朱道」として、これを「士道」（武士道）と同様に捉えていた。

しかし、明治40年代に入ると、これらの義侠的精神を基本に活動する不良少年は地方出身の一部のみとなり、性対象に女性が含まれはじめ、自らの稚子を売買するなど、その活動内容は変容していった。特に不良行為に金品の強奪が含まれるなど、不良行為の変化は大きかった。つまり、これまでの「硬派不良

少年」とは異なり、「戦争に於て勝利を得るのと同じで、敵の金銭物品を押収するのは正当の行為であると解した」(阪口1917:150)ために「喧嘩をして相手の品物を強奪するのは名誉ある行為」(同書:150)であるとして、これを「パクリ」と称して彼らのなかで流行していたのである。この不良行為の変化を見

&lt;図3&gt;阪口の「不良少年」類別



〔注〕

1. 阪口鎮雄『不良少年之研究』より作成
2. 「学生系統」とは、「正規の学校に勉強することが出来ないもので諸官省銀行会社等の給仕や傭の様なもので、其の勤務の余暇にぐくもんして居るものを学生系統として居る」(阪口1917:13)

ると、不良少年と社会の変容（近代化や戦争など）は密接にかかわりを持っていることがわかる。

このように「硬派不良少年」の変容は、同時に「軟派不良少年」を顕在化させた。「軟派不良少年」の特徴としては、犯行対象を主に女性に絞り単独行動を好んでいた。「軟派不良少年」は、経済的に富める者と貧しい者に大別され、その立場によって犯行形態も異なっていた。その非行の内容は、女性を脅迫して金品を巻きあげるものから手紙や服装を巧みに使いわけ誘惑して金品を得たり、時には女性自身を売買したりする形態があった。また、「軟派不良少年」の構成としては、「不良学生」、「不良職人」、「浮浪少年」が中心に構成されていた。

さらに阪口は、ここでいう「浮浪少年」が「不良職人」とは異なり、定職に就かず定住しない者を指している。特に「浮浪少年」は、「浮浪少年」が主張する「親が乞食であるかどうか」を二つめの類別基準として提示している<sup>4)</sup>。しかし、阪口が当時の状況として、「硬派不良少年」が実質的に減少し、「今日の不良少年中の七分は軟派不良少年である」（阪口1917：118）と述べており、大正期の不良少年研究においてこの「硬派」と「軟派」という類別の有用性は徐々に失われつつあったと考えられる。

社会事業研究で著名であった草間八十雄も「硬派」と「軟派」に関して、「昔は不良の主なる者は学生であり従つて硬派不良少年が幅を利かし徒党団体を成して暴れ廻つたが、此頃の不良少年は硬派だの軟派だのとはつき難く分けて観ることが出来ない。加之昔の如く団体を組織して統合的の行動で悪事を働く者も少ない」（草間1936：15）と指摘している。また、新聞記者中原哲造も「不良少年と云ふとすぐに軟派と硬派と云ふ言葉が云ひ古

されてゐる」として、「之（軟派硬派と云ふ分類法）は確かに実質的な分け方には相違ないが倣て実際にどれ迄が軟派でどれ迄が硬派かと云ふことになると甚だ漠然たるものである」（中原1929：152）と述べていることから、昭和期には明確な「硬派」を主張する不良少年は影をひそめ、単独行動を主にする「軟派不良少年」が台頭する状況になっていたことがわかる。

ここまで不良少年の「不良」基準および類別から考察すると、不良少年に向けられる社会の眼差しは、「硬派不良少年」の衰微から「軟派不良少年」の台頭という変遷の過程で変容したのではないだろうか。封建的であり義侠的精神を重んじる「硬派不良少年」は、暴力を含意する不良という「負」の行為主体ではあるが、封建的な意識が残る当時の社会にうまく合致していたと思われる。しかし、大正期に入り都市化が進んでいくなかで顕在化してきた「軟派不良少年」は、昔ながらの集団規範を避けながら不良行為の対象を女性に向けるなど、不良行為の多様化や単独的な行為形態が目立っている。つまり、当時的人びとからすれば、捉え難くなる不良少年は、畏怖や処罰対象として意識されていたのかもしれない。都市化する社会のなかで、人びとの不良少年観にも先述した「土地に依る相違」という警察の介入を必然とするような「不良」基準が浸透し、都市部を中心に不良少年と社会とのかかわりが乖離していく状況にあったと考えられる。次に、具体的に不良少年の実態から近代化する社会とともに変容する不良少年を見ていきたい。

### 3. 不良少年の集団化とその活動内容

本章では、当時の不良少年の実態を把握するため、東京市と大阪府を中心とした不良

少年調査を取りあげて考察する。この調査結果をもとに、特に不良少年の集団化とその活動内容について明らかにしたい。

### (1) 東京を中心とした「不良少年団」とその変容

はじめに、「不良少年団」の推移について、表3を参照しながら東京市の「不良少年団」について見てみたい。

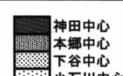
阪口(1917)によれば、東京の「不良少年団」の歴史は、立身出世を目指す学生の増加に起因するという。特に日清戦争後は、血の

気の多い学生が地方から東京に集まり、口論やケンカが絶えずおこなわれていた<sup>5)</sup>。その結果、「同郷人同国人」の团结が盛んになり、個人的な衝突から集団的なものへと変容していった。さらに、この集団内においても、「不良分子が互に意気投合して組織した団体」が生まれ、その団体の特徴として「不良な者であつたのみならず乱暴者」も多く含まれていた。しかし、この時代は「封建時代氣質」が残っており、窃盗や詐欺などが「破廉恥」な行為として団員内で意識され、「名誉を重んじ信義を守る」という「武士氣質」が存在

<表3>東京市の「不良少年団」

団体名	「勢力範囲」	人員(約)	「存立年間」																	
			明治 31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	大正 元年	2年	3年	4年
東櫻俱楽部	神田、本郷	300																		
白荷隊	芝公園以北	100																		
東北青年義団	神田、本郷	150~160																		
京橋組	京橋全部	160																		
美聲義団	本郷、下谷	200																		
品川組	品川、芝三田	60																		
正義団	下谷、浅草	250																		
鹿児島派	神田	90																		
大分組	神田	60																		
神田俱楽部	神田	60~70																		
龍門会	赤坂	50																		
朝日俱楽部	下谷	50																		
博愛会	本郷	40																		
赤心俱楽部	本所、深川	80~90																		
錦糸組	小石川	70~80																		
愛宕下連	芝愛宕	30																		
三田俱楽部	芝三田	50																		
金杉組	芝金杉以南	50																		
四谷俱楽部	四谷、赤坂	80~90																		
愛國立志会	芝豊岡町	40																		
神風連	麹町、芝	70																		
麻布組	麻布	50~60																		
溜池毒商會	赤坂	40																		
堂掃進	麻布	30																		
血青団	小石川、下谷	50																		
弥生団	神田	60																		
鳴尾義団	本郷、下谷	70																		
電義団	京橋、日本橋	80																		
千鳥会	芝、麻布	40																		
魚俣義部	麻布	40																		
新堀組	芝	50																		
桜組	小石川、本郷	30																		
野球俱楽部	牛込	40																		
ピンポン俱楽部	小石川	30~40																		
因幡義団	京橋	50																		
流星義団	京橋	50																		
紫虹会	京橋、日本橋	60																		
黒連隊	芝	30																		
品川連	品川	40																		
芝連	芝	30~40																		
慈恩会	芝	30																		
芝愚連隊	芝	30~40																		
奇異俱楽部	芝	30																		
フレンド	赤坂	30																		
天下之自由党	浅草	30																		
血櫻義団	深川	40																		
タイガ一俱楽部	牛込	30																		

〔備考〕



[注] 1. 阪口鎮雄『不良少年之研究』より作成

していた。

また、この「不良団体」が初めて認められたのは神田区であり、1898（明治31）年6月の「東櫻俱楽部」（幹部10名、団員300名位）であった。この団体は、1901（明治34）年10月まで続いたが、警察の干渉が解散のきっかけとなり自然消滅した。しかし、この団員たちは、東京市中に散在したために他団体の主領となって活動することになったという。表3を見ても、警察が認知する東京の「不良少年団」の数は減少しているようである。

鈴木によれば、「不良少年団」の特徴として、「不良少年団」には「団長」が存在し、かなり強力な権力を有していたという。そして、その下には「副団長」が一名もしくは數名おかれ、それぞれが十数名の部下を従えていた。なかには副団長の下に組長をおく団体も見られたが、ほとんどが副団長のもとに「普通の部下」をおいていた。この部下たちは、不良少年のなかで「少年」と呼ばれ、他団体の「少年」が縁日などで顔を合わせる時には、互いに団長の名を冠として「誰々の少年である」というかたちで名乗りあっていた。また、団体によっては、団長や団員および団員の相互間の行動や会費の支出、不良行為によって得た「金品の分配方法」「不良行為」「集合解散」「体力の養成」「武力の鍛磨」「制裁」などに関して規定を設け、この規定に基づいて行動する団体も存在した。このほかにも、団長の「独断専行」によって行動する団体（「專制君主制」）や団員各自の協議に基づいて行動する団体（「共和制」）も存在した。

また、団長はときどき「御用金」を団員に命令し、団員は命令によって割り当てられた金額を団長に納付した。この御用金は団長や幹部により大部分が搾取され、その他の団員に対しては、わずかな「糟粕」を与えるくらいであった。このような団員内の活動につい

て、『現代社会問題研究－風俗問題』（1921）のなかには、「最近警視庁で検挙した不良少年団紫団員の自白を見ると、団員は一日歎くとも二件以上の物品を、所属の団体へ寄附せねばならぬこととなつて居る。然うして十日間一日十件以上に亘つて寄付を続たものは、手腕家として幹部に推されると言ふのである。此悪い奨励法は不良な少年の名誉心を駆つて、競争させる作用をなすのである」（鷺尾1921：277）と述べられている。つまり、ここからも当時の「不良少年団」が団長を中心に組織化され、上納金がノルマとして課されていたことがわかる。

また、表4には主な「規約」内容をあげた。この「規約」の内容は見方によって、「若者条目」の引き写しであるような条文も認められる<sup>6)</sup>。当時の「硬派不良少年」は、地方出身者が中心となっていた状況を考慮すると、出身地の「若者条目」などの集団規約が「不良少年団」の「規約」に反映されていたのではないだろうか。さらに、各団体は「侠客」や「博徒」の繩張りのように独占的な地域を有しており、集合や徘徊する場所もこの地域の夜店や縁日などであった。

東京における「不良少年団」は、団長を中

＜表4＞「不良少年団」の規約

- 1. 本会を何々会と名づけ本部を何処に置く
- 2. 会員たらんとするものは会員二名以上の保証を以て詮議の上入会を許す
- 3. 会員の行動に就て他人に洩したるものは退会を命ず
- 4. 会員の行動に就ては会員以外のものには一切秘密とすべし
- 5. 会員の一人が他人に侮辱されたる時は連帯責任を以て復讐すべし
- 6. 会員にして卑怯の振舞あるか又は会員の名誉を汚損するものある時は制裁を加ぶ
- 7. 会員は会費として毎月金拾錢を納むべし

[注] 1. 阪口鎮雄『不良少年之研究』より作成

心として他団体と「勇を競ひ、覇を争ひ」し、団員が接触すると「衝突闘争」を巻き起こすこともしばしばであった。そのような状況のなかで、「不良少年団」の「総団長」というものが現れる。

ここで、鈴木の調査にある事例を取りあげてみたい。この事例の「不良少年団」には、K・M（25歳）とY・W（25歳）という総団長の二名があげられており、彼らは大学に籍をおいていた。彼らは共に各団体をまわるのだが、K・Mの方がY・Wよりも資金面において上回っていた。なぜなら、K・Mが各団長をまわると、数百円の金が「御用金」として得られたからである。このK・Mの生い立ちを調べると、K・Mは医師の長男として生まれるが、実家には戻らなかったようである。この事例からわかるることは、当時の「不良少年団」を束ねる団長のうえに「総団長」が存在し、彼らは年齢や学歴、社会的階層が比較的に高かったようである。

<図4>「硬派不良少年」の姿



(阪口鎮雄『不良少年之研究』より)

<図5>「軟派不良少年」の姿



(阪口鎮雄『不良少年之研究』より)

また外見に注目すると、服装に関しては、図4および図5に示したように「硬派不良少年」と「軟派不良少年」にはっきりとした違いがあった。阪口によると、「硬派不良少年」の服装は、「服装の如きも所謂衣は肝に至り袖腕に至るで、弊衣弊帽を以て得意として居た、木綿の黒紋付きに袴をつけて朴齒の下駄を履き、大きな杖か、木剣、弓の折等を持つて大道を闊歩して居た」（阪口1917：149）と回顧している。

それに対して「軟派不良少年」は、「着物を長く着るといふこと、帽子の徽章を高く附けるといふこと、羽織の紐をリボンか絹紐の小さいので結ぶこと、履物は絹天の麻裏であること、帯は紫であること等が重なるものである…一見すれば貴公子然として弱々しい真面目な無邪気な坊ちやんと見へるのである」（同書：149）と述べている。

さらに鈴木によれば、大正期の不良少年の多くが「烏打帽子」を被っており、烏打帽子のひさしを三角に折り、ピンでひさしの根本を留めて、目立つようにならしめている。そして、青色や赤色、黒色などのアンダーシャツを着ており、そのほか学生風の袴をはいてはいるが袴の後ろがだらしなく垂れ下がっているのが普通である。このように不良少年の服装も、「硬派不良少年」から「軟派不良少年」へと、一瞥してわかる変化があった。

また、「不良少年団」に入ると、はじめに団長から「隠語」が教えられた。そのなかには規模の大きな団体になると、この隠語を「贋写版」などに刷って渡す団体もあった。隠語の使用例としては、「いしをいしでたたんで仕舞へ」があ

げられており、これは「頭を石で殴つて仕舞へ」という意味である。このような「不良少年団」の隠語について、東京と大阪に大別して表5にまとめた。

例えば、「歩く」という行為を取りあげると、「てくる」(東京)と「ながす」(大阪)な

どいくつかの隠語は、東京と大阪で若干の違いが認められる。しかし、「よた」(不良少年)や「すべ」(不良少女)などをはじめとした多くの隠語は、東京と大阪の両都市部で共通するものが多いことがわかる。

また「不良少年団」について、先述した中

<表5> 「不良少年団」における「隠語」

(東京)	(大阪)
よた	不良少年
すべ	不良少女
軟派	女に関係すること
しやん	美女
でこしやん	醜女
あんた、はいんた	煙草
ドス	短刀
めりけん	目を拳にて突くこと
ばんど振り	革帯を振ること
しやり	飯
いし	頭
のす	喧嘩
渡りをつける	喧嘩を吹き掛ける
もさ	盗む
のびをやる	盗みに忍入ること
てくる	歩く
なま	御銭
少年	不良少年団長に対する子分
たを	馬鹿
どうかつ	活動写真
どや	木賃宿
せぶん	質屋
をま	現金
やりかん	十銭
ふりかん	二十銭
かちかん	三十銭
にぶ	五十銭
はいちやう、一枚	一円
ずかりやう	十円
ぱりぱり	巡査
でかでか	刑事
ばんこ	交番
りゆうこ	拘留
れんか	鮭
にせ	ボラ
あか	鯛
さんがん、じく	松魚
ねた	歌本
えんか	歌っている
ぱり、はてん	良いということ
きやぶりけーす	悪いとか馬鹿とかいうこと
やぼい	悪事をなす処へ刑事や巡査が来て危ないということ
ずらかり	逃げ出すこと
そる	負けること
よたる	遊びに出ること
都合してくれ	金を借りること
しけてる	飯も食わず金もないこと
はくひ	帽子などが巡査の目につきやすいこと
ちよぼー	そんなことはない
いんこ・はえんこ	浅草公園
たたむ	殴る
よたもの、ぱらけつ、ごんじ	不良少年
すべ	不良少女
なんば	女を相手にする不良団
しやん、なごはくい	美女
ぶすけ・えせいびじん	極醜女、肥満した醜い女
いんた、えんた、もく	煙草
どす、をとす	短刀
めりけん	目と目の間を握り手で突く
*おろく	*蒂
しやり	御飯
*えんこう、きくらげ、らつ	*手、耳、顔
のす、ひんぶり	喧嘩
わたりをつける	喧嘩をふきかける
すり、もさ、ちぼ	掏摸
のびこます	忍び込む
ながす	歩く
ひん	銭
—	—
たけ	馬鹿
どうかつ	活動写真
どや	木賃宿
いちろく、ろくいち、ななつや	質屋
なま	現金
*やり、ふり、かち、みず、おき、がけ(あぶない)	*一銭、二銭、三銭、六銭、七銭、九銭
にぶ	五十銭
*わりりよ	*二円
いつぽん、づかりよう	十円
ぱり、にんころ、こらこら、がちや	巡査
でか、じけ	刑事
ばんこ	交番
りうこつ、とうじにゆく	拘留される
れんが	鮭
—	—
*えんかながし	*歌を流し歩く
ぱり	よい
やく	悪い
*あみうつ	*非常警戒
すらかる、ごいする	逃走または帰る
りる	負ける
*よだる	夜遊び
おんりょう	銭を借りる
*いんねし	*現金のない
*びんつき	*警察の注意人物
—	—
えんこ	公園
—	—

[注] 鈴木賀一郎『不良少年の研究』および唐田碩圓「保護少年と隠語に関する研究」より作成  
\*は意味合いが近いものをあげている

原哲造は、総括的に昭和期に至る「不良少年団」の変遷について次のように考察している。中原は、「明治から大正の初期にかけての不良少年と云へば、直ぐ此種硬派の不良少年を連想した。彼等はそれぞれ徒党を組んで何々組何々団と称し、一種の侠客気取りでゐた。現在の不良少年等が性的享楽を楽しむやうに彼等は喧嘩其者を楽しむのである。…然るに近来は漸次之等硬派の少年は影を潜めて來た。今日でも血櫻団、インディアン、白梅団、ホワイトジャックなどと云ふ名称は残つてゐるが、其団員の範囲も不明瞭になり、又昔のやうな団体的不良行為は少なくなつて來た。之に反し所謂軟派の不良少年は著しく其数を増して來たやうである。之が不良少年の近代的傾向と云へよう」（中原1929：152）と指摘している。つまり、集団行動と集団の結束を中心とした「硬派不良少年」が形骸化し、脱集団化した「近代的傾向」と称される「軟派不良少年」が台頭するのである。

## （2）大阪府における「不良少年団」と活動内容

ここでは、大阪における「不良少年団」の調査を中心に見ることにしたい。資料上、大阪府に関しては昭和期の状況を示すことになる<sup>7)</sup>。東京にくらべて、1935（昭和10）年の大阪府警察部の「不良少年団」の検挙数を見てみると、その検挙団体は47団体であった。つまり、大阪の「不良少年団」の検挙数から、大阪にも東京と同様に多数の「不良少年団」が存在しており、昭和期に入っても集団としての「不良少年団」がしっかりと存在していたことがわかる。

浪速少年院の教官であった松岡真太郎（1935）の調査結果では、「不良少年団」の集団化の要因を三つあげている。一つ目は「学生の不良化」である。学校の友人間における

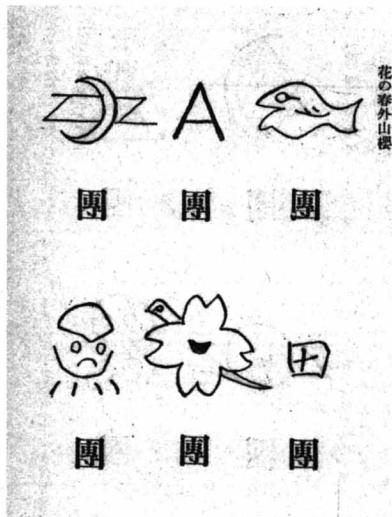
「釣つた魚が少ないので何處かの生簀へ行つて取つて来やう」などの冗談から端を発して、その窃盗行為が集団化して遂にひとつの「不良少年団」が組織されたという。この構成員は、学生が主体であり刺青によって組の称号としていた。二つ目は、「類をもつて集る」というものであり、これは主義主張が合つて集まるという精神的な「共鳴」ではなく、なにかあるときに漸次仲間を呼んで飲食して歡樂を共にするような不良集団である。

三つ目は「共犯仲間の団結」である。これは犯罪行為を繰り返すうちに、各自が得意とする犯罪の種類や役目によって集団化するというものである。その事例として松岡は、「彼はトルコ人と、今一人の外人（国名不明）と三人で徒党を組んで、犯罪行為を繰返してゐた。甲が金子を持つてゐるやうな家を物色して、乙が窃取した金品を運搬したり見張をする、Sは金品を窃取する役を務めて三人が共犯であつたが、彼等は兄弟分の盃を交した、それでも物足りないので三人兄弟の記号として腕に刺青を施した」（松岡1935：20）と述べている。つまり、それぞれの犯罪行為における得意な役目を果たすことで集団化するというものである。またこの事例では、不良少年が集団化する際に「外国人」を含んでいることも特筆される点である。つまり、この「共犯仲間の団結」に関しては、日本人という属性よりも技能的な能力が重視される傾向にあったと思われる。

このような過程を経て「不良少年団」になると、その内部では各集団で「服装、身体、言葉」によって「団の象徴」を表した。詳述すると、「下駄、帯、バンド、帽子、腕時計、爪の切り方、所持品、服装の整え方、マーク、金歯、刺青」などによって「不良少年団」を区別したのである。これらは、刺青などにおける記号（図6）を目印として仲間

意識を高める機能もあるが、一方では他の「不良少年団」の団員と交渉する際に、一見してその所属集団が判別するという機能を有していた。

<表6>「不良少年団」の記号例



(河野道雄『不良少年の実際』より)

また、大阪の「不良少年団」にも東京の「不良少年団」と同様に集団の「規約」が存在していた。しかし、松岡は「集団的行動の目的を遂行するために、団の規約等が設けられるのであるが、その規約連判状等の内容を逐次玩味すれば、反社会的内容を表示されたもの多数を有し、結局規約等は型式的なることに想到する」(松岡1935:23)と指摘している。やはり、「規約」に関しては、明治期の「硬派不良少年」に認められた義侠的で封建的な内容とは異なり、大阪においても時代の流れと共に「規約」自体が形骸化していたと考えられる。しかし、他方では、「黙約」と呼ばれる「不良少年団」のルールが存在していた。

そのひとつには「デンコ仲間の黙約」がある。「デンコ」とは、恐喝や喧嘩を主として「カフェー」や喫茶店などにおいて無銭飲食

する不良少年である。彼らの間では、「悪かつた」という言葉が「降参しました」ということを意味しているため、仲間内では禁句とされていた。そのほかにも、「自分の都合のよい方へ味方」をしたり、「仲間の秘密を漏らす」行為を非常に嫌悪したり、仲間はずれにすることがあった。なかには、仲間はずれ以上に「彼等（黙約違反者）の悪事を警察へ密告したり、レンガなどで家の戸やガラスを破壊したりすること」も「黙約」として彼らの間で定着していたようである。

この規約の内容を考察すると「集団内の秘密の漏洩を中心としたもの」「仲間どうしの関係を中心としたもの」「私生活に関すること」「不良行為に関すること」に類別できる。ここで、図7を用いながら大阪府と東京における規約と比較して共通点を探ってみたい<sup>8)</sup>。ここで見出された共通項は「集団内に関する秘密の漏洩」である。やはり、不良少年の集団形態を維持するためには、警察からの検挙や他の「不良少年団」による吸収からどのように守っていくのかが重視される。つまり、集団の情報漏洩は「不良少年団」を解散させないための重要な事項であったことがこの共通項からわかる。

そのほかにも、仲間どうしの関係を中心とした内容が両都市部に認められたが、東京では「制裁」が明記されているのに際して、大阪では「助け合う」ことが中心に明記されている。「制裁」に関しては、大阪の「不良少年団」の多くが「黙約」として掲げられていることが特徴してあげられる。

大阪の「不良少年団」の構成人数を見てみると、小さな団体では7名くらいから大きな団体は300名くらいにまでおよぶものがあった。しかし、その継続期間は長くて二年、早ければ結団直後に検挙され解散する場合もあった。また、「不良少年団」の類別については、

&lt;表5&gt;「不良少年団」における「隠語」

東京	(共通項)	大阪
本会を何々会と名づけ本部を何処に置く	集団内に関する秘密の漏洩	集団内の秘密の漏洩を中心としたもの
会員たらんとするものは会員二名以上の保証を以て詮議の上入会を許す		
会員の行動に就て他人に洩したものは退会を命ず		
会員の行動に就ては会員以外のものには一切秘密とすべし		
会員の一人が他人に侮辱された時は連帶責任を以て復讐すべし		
会員にして卑怯の振舞あるか又は会員の名誉を汚損するものある時は制裁を加ふ		
会員は会費として毎月金拾錢を納むべし		
	仲間同士の関係を中心としたもの	
		団の事は一切団員以外の者に口外せぬこと
		警察へ密告したり、検束中警察では仲間の事は決して言はぬこと
		幹部の命令に従うこと
		縄張内のカフェ喫茶店料亭等で集合した時は会計の命令を守れ
		古参者は年下でも兄分とすること
		盃をしたら義理を外さぬこと
		兄弟同士で喧嘩をせぬこと
		兄弟分の罪を被つてやること
		仲間のゐる喫茶店等では、先には入つてゐる者に頭を下げるこ
		一つでも隠し合はしないで食べること
		困った時は助け合ふこと、仲間が保護場に行つて困つてゐたら面倒みてやること
		空腹の者には情をかけてやること
		他者の品物でも仲間に貸与へること
		風采は目立たないやうにすること
	私生活に関すること	泥坊や賭博をせぬこと
		情婦は作つてもよいが、仲間の情婦は横取せぬこと
		貧弱なカフェでは妾りに金子を巻き上げるな
	不良行為に関すること	金子がなかつたら恐喝せよ、恐喝は主として学生にすること
		女を売飛ばすな
		他人の縄張を荒すな
		喧嘩の時相手が凶器を持って来れば、凶器で相手になれ
		不良仲間と喧嘩をして負けた時は、自分で事件を解決して大きくするな

[注] 阪口鎮雄『不良少年の研究』および松岡真太郎「保護少年の集団的行動」より作成  
矢印は意味合いがちかいものをあらわしている。

「硬派」や「軟派」などがあるが、注目するものとして「硬派折衷派」があげられる。

この「硬派折衷派」とは、「硬派と軟派とに属し、応々にして女性の団長の場合がある」(松岡1935:27)という。東京の不良少年が「軟派不良少年」に移行するなかで、大阪の不良少年は、従来の集団的な活動と共に、そ

の活動内容に不良少女が加わっていた。当時の不良少年の「恐喝」事例には、「わざわざ人に足を踏ませたり、突当つて言い掛けをつける」行為や「盛場」で通行人に向かい「顔へ何か着いてゐるか」と恐喝行為、さらに女性団員に色仕掛けで良家の少年に誘惑して、それを理由に男性団員が恐喝する行為などが

あった。そのなかでも「良家の子弟の密会を種に恐喝」という恐喝の手法は、たまたま良家の女性に道を聞いている状況を撮影し、この写真を仲間が良家へ持参して不良少年と密会している写真を新聞に投書することで「御結婚のお邪魔にもなり、お家柄にもかかわります」といって、写真を口止め料として売りつける巧妙なものまであった。

この事例から見ても、「軟派不良少年」の不良行為の内容を、不良少女を含めて集団的におこなわれていたことがわかる。また、もうひとつ重要な「不良少年団」の存在として、「破團を専門とする一味」があげられる。松岡によれば、この集団は「ある不良団体が生れるとそれを潰しに掛る団体が出来る、彼等はバラケツ（不良少年）から目覚めて更生の道に進まうと標榜するのであるが、彼等は不良団体に対して不良的行為を警察に告げるといつて恐喝し、金子を巻き上げたり、喧嘩をして団の勢力を殺いだり、説教をして破團するのであるが、その場合顔ぶれを見て対手になることを忘れない」（松岡1935：27）という。つまり、「不良少年団」を相手とする「不良少年団」が存在したのである。

この集団に関してはさらなる考察が必要であるが、当時の「不良少年団」の継続期間が短いことや不良少年が団体行動から単独行動へ転換していく状況を踏まえると、「不良少年団」に対する警察等の統制機関とは異なる集団の存在は、非行史研究のなかで一定の資料的価値があるものと考えられる。

ここまででは、東京と大阪の不良少年の集団化を見てきた。このような不良少年の集団化とその変容は、東京と大阪という地域的または文化的な差異も影響していると思われる。そして、近代化の過程で都市化する社会とのかかわりが不良少年の変容には重要な要因であったことは確かであろう。その理由のひと

つには、次に取りあげる「不良少女」の出現がある。従来の「硬派」を中心とした不良少年間の規範（規約）に沿えば、女性である不良少女の団員は成立しえない。しかし、この不良少女が出現したということは、東京などの都市化と大衆化が進む大都市圏に、不良少年に対する人びとの多様な価値観を予期させる。では、不良少女がどのような経緯から出現したのかをその実態を含めて明らかにしたい。

#### 4. 不良少女に対する「不良」基準と不良化

不良少年研究において不良少女は、不良少年とくらべて数のうえでも絶対的に少数であり、あまり問題対象として取りあげられてこなかった経緯がある<sup>9)</sup>。しかし、大正期に入り、不良少年の増加とともに本格的な不良少女の不良行為や実態に関する調査研究がはじまった。

不良少女に対する問題は、その経緯を辿っていくと女学生の不良問題にその起源の一端を認めることができる。そこで、女学生の不良問題を詳しく見ていくと、明治期では「女学生の堕落」という表現が用いられている。つまり、そこで展開される「堕落」とは、稻垣恭子（2002）が指摘するように、「女学校あるいは女学生全般にたいする反感、批判から、将来の良妻賢母を育てる女学校教育からの逸脱として、教育の観点からとらえられるようになっていく」（稻垣2002：116）という状況であった。その後、女学生の批判から、知識人や警察関係者による発言が教育問題および社会問題として取りあげられた<sup>10)</sup>。

しかし、当時の女性に関する問題を理解するとき、「女学生」と呼ばれる女性が基本的には経済的に余裕のある家庭の「子女」であ

ることに注目しなければならない。つまり、明治期を中心にして語られた「女学生の堕落」問題の対象は、女学生という限定された行為主体であり、そこには稻垣の指摘する「それまでの社会の規範を破る女学生の文化や行動のもつ新鮮さに期待する一方で、それを抑え込みたいというアンビヴァレントな欲望が生み出す表象」（稻垣2002：111）が存在していたと思われる。

また、1902（明治35）年の『中央公論』に掲載された「女学生腐敗の声」では、「男生の腐敗堕落は正に根本的救済を要するの今日、重て又女生の腐敗堕落を聞く、果して若しく世の称するが如き事実あらば誠に悲しむ可きの至と云ふべし」（千山1902：4）と述べられている<sup>11)</sup>。つまり、男性の「腐敗堕落」問題の対概念として女性の「腐敗堕落」が問題視されていたと考えられる。しかし、投稿者である千山も「女子を抑塞し女子にのみ多くを責むるは東洋男尊国の悪風なり」（同書1902：6）と断言しているように、日本における男性と女性の不良観には、「男尊女卑」という概念が多分に影響していたことがわかる。さらに、同年の『中央公論』には「女子教育の隆盛」と題した社説があり、そのなかで「女学生の堕落は、その数少しだけそれだけ世人の目にも耳にも入り易く、且つ好奇心をも起こさし易きがためなりしなるべし」（同書：4）とある<sup>12)</sup>。つまり、男性の学生にくらべて女学生の「堕落」は、少数であるだけに注目されたのである。その後、女学生の「堕落」問題は「男女学生交際」に関する話題へと変化し、1906（明治39）年の『中央公論』では、学生の男女交際に関する特集まで組まれている<sup>13)</sup>。

その後、大正期へ時代が移ると、不良少女をめぐって新しいタイプの「モダンガール」が登場てくる。稻垣（2002）によれば、こ

の時代の「不良女学生」や「不良モガ」は、「自ら不良化していく」という点が特徴であると指摘する<sup>15)</sup>。このモダンガールの服装や行動に注目すると、当時の多様化する価値観を象徴する存在であったことがわかる。

また、当時の不良少女の実態について、長年にわたり警視庁捜査係長として不良少年少女と接してきた山本清吾は、不良少女を五つに類別して説明している。

はじめに、不良少女として「不良女学生」をあげている。この少女は「上下貴賤の別なく一定の家庭に育てられて兎も角学校教育を受けつつある者であつて学生の身を持て淫らな行為を父兄の支給する学資は元より家財を持ち出し或は他借を為し若くは他人の物を横領し詐欺してまでも遊蕩に心を奪はれて不義の快楽を貪つて居る」（山本1914：154）者を指している。「不良女学生」に対して山本は、「近頃少し位学問をした様な又学びつつある様な女子達は殊に恭謹の心が無ひ只上つ調子で其形ばかり飾つて身装を奇麗にする事や顔形を粉粧する事ばかりして其性をよくする事を知らぬ家に在りて父母に仕へ家居の勧めをする事を嫌ひ人に対して礼儀を尽す事をせぬ一礼が生意氣で只学校さへ卒業すれば直ぐに嫁入りが出来てどんな事でも出来るもの様に考へて居るから女子として世に起つべき器量がない従つて世の中に対する責任と云ふものを少しも考へん夫れで自から行ひも乱れ気も狂ふて只虚栄に憧がるる獸的人物と為つて仕舞のである」（同書：154）と指摘している。

また、「不良女学生」の集団化については、「一人で堕落する計りでなく他の友を誘ふて同類と為し又其友を誘ふて同じ経路をたどらしむる様に為つて夫れから段々同類を増加して終には不良女子の団体をさへ作つて共に俱に不良行為を行ふ様に為るのである」（山本

1914:157) と述べている。つまり、「不良女学生」に関しては、「硬派不良少年」に認められた上下関係の集団化というよりも、友人などの横の繋がりによって形成されていたことがわかる。また、「不良少女団」のなかには、「月に一度とか一週一度とか云ふ定日に集合して他の立派な家の御子息や学生等と合引して居つた」(同書:197) ことから、その活動が日々集団的におこなわれていなかったことがわかる。そして、その活動内容は、男性を対象とした詐欺もくしは「盗派」と呼ばれる万引き行為が中心であった。

次に「仮装女学生」とは、女学生でない者が女学生に「仮装」して、「男学生」や「金の有りさうな男」を誘引して「私娼行為」をおこなったり、「愛嬌」を利用して金品を搾取または横領し窃取したりする行為を中心とする不良少女である。この「仮装女学生」は、被害者が当初「支那朝鮮」からの留学生に多く、学生の身分で遊郭や「待合い」で遊ぶことができないため、下宿している下宿屋の中や飲食店の女性を相手とすることから、後にこれが専門的な商売として成立するに至ったという経緯がある。しかし、世間体的には「女中とか下女」が「如何はしい」ものとされ、女学生に仮装することになったのである。つまり、女学生という社会的地位を利用するによって、自分自身の社会的な価値を高める目的から、この「仮想女学生」が生まれたといえる。

三つ目は「遊芸女子」である。「芸妓」「女優」「その他の女芸人」であり、「私娼行為」をおこなう者を指す。しかし、実際の「遊芸女子」は、「相当な人格者」であり「不良な行ひ」をしない者が多かったために、特に不良行為をおこなう者を「不良遊芸女子」として分けています。四つ目は、「不良有業女子」である。「有業女子」が不良少女であるとい

うわけではなく、さまざまな職業に従事しながらその営業を利用して不良行為をおこなう者を指している。最後は、「無業不良女子」である。この不良少女の特徴は、「相当の家庭」に生まれて、「相当の教育ある者」や「一旦相当の家に嫁ついて不縁と為りたる女子」が、街を徘徊することがあげられる。「無業不良少女」の不良行為は、「私娼行為」が中心であるが、詐欺や横領、窃盗などの犯罪行為を同時におこなう者もいた。

以上のような不良少女の類別によって、当時の不良少女の属性や不良行為の概要を提示できた。さらに、これら不良少女の共通する点を見出すとき、その多くが男性を対象とした不良行為であり、不良少女に至る経緯には男性が関与していたことがわかる。一概に不良少女と呼ばれても、その不良化の経緯を追っていくと、当初は「軟派不良少年」の被害者であったり、成人男性が組織する集団に誘惑されもししくは騙されて「不良少年団」に組み込まれたりする場合が多かった。

鈴木賀一郎(1936)も「不良少女の経路」として、「虚栄心」につけ込まれて不良少年からいろいろな誘惑を受けていると指摘する<sup>15)</sup>。そこでは、「軟派不良少年」による「話し」「握り」「送り」「御尋ね」「ベビー」となどと呼ばれる「誘惑方法」により、令嬢などが騙されたという。また、警視庁警視前田誠孝は、不良少女に関する個別の調査結果から、鈴木と同様にその不良化には不良少年とのかかわりが大きく関与していると指摘している<sup>16)</sup>。特に、大正期に人気となる「カフェー」は、一方で不良少年のたまり場となり不良行為の場でもあった。前田は、「不良少年の根拠地はカフェーであると云つても決して過言ではないのである。不良少年の根拠地がカフェーであると云ふ事、即ち其出入ることが多いと云ふことは何を意味するか。先に女給の大

体が或一種の真面目を欠いた者がかなりあると述べた如く、これと相関連して女給の一部には不良少女があると云ふ結論となるのである」（前田1927：130）と述べている。その理由として、前田は「女給は労働報酬なくして生活する為には、彼等は先に述べた通り客から的心付のみをあてにして生活していかねばならぬ」（同書：130）と指摘している。

不良少女に関する考察は、さらに不良少女に向けられる不良観と女性に対する社会の認識との関係性を考慮した分析が必要であるが、本稿では実態を中心とした考察から不良少女を明らかにした。

## 5. 多様化する価値観と揺らぐ不良少年観

不良少年や不良少女の実態を考察すると、日本の近代化が大きく影響していたことがわかる。不良少年の実態から見ると、団結と縦社会を中心とした「硬派不良少年」から、女性を外観や言葉により騙し単独行動を好む「軟派不良少年」へと変容し、この変容は近代化していく社会に強く影響を受けていると考えられる。つまり、そこには、従来の不良少年像を取り巻く固定的な価値観からの離脱が認められるのである。また都市化が進み、東京などの大都市圏では、不良少年のなかに社会階層差も顕在化することで、学生から「乞食小僧」と呼ばれる下層階層まで広く類別化していた。さらに、東京と大阪の比較では、隠語などの多少の文化的な違いは認められたが、「不良少年団」の活動や「軟派不良少年」の発現などを見ると共通する部分が多く、都市化の進んだ大都市部という環境が不良少年の変遷に強いかかりをもっていることがわかった。

不良少女については、不良少年とくらべて

絶対的に少数ではあるが、その存在自体の顕在化が近代化の反映を強く受けている。すなわち、明治期以来の「良妻賢母」など、家父長制のなかで示される厳格な女性像からの解放または逸脱は、不良少年とは異なる女性の「不良」基準の抵触を意味していた。そして、都市部を中心に価値観が多様化する過程にあっても、従来の貞操観念や厳格な女性像は、少女たちの行為を縛り続けたのかもしれない。だからこそ、不良少女の問題が男性とのかかわりのなかで顕在化し、社会の眼差しは常に「不良」基準に抵触し続ける少数の少女たちの行為を注視したのではないだろうか。しかし、昭和期に入ると、さらにその「不良」基準に対する価値観の多様化が強く影響を与えた。

中原哲造（1929）は、「軟派不良少年の純粹な者は性的享楽児である。銀座新宿等を徘徊する所謂モボ（モダンボーイ）、モガと称する類には得て之等の者が多い。尤も所謂モガ、モボ連の全部が軟派不良少年であるかと云ふに決してさうではない。あのモボ、モガの正体は書家、彫刻家、文士、活動俳優、文学青年、学生、ダンサー、モデル、女給、女学生等であるが、其他一寸した氣取屋で乙に済ました服装をしたがる者、常に流行を追つてゐる者、何かエキゾティックな趣味に溺れてゐる者があり、之等全部が不良小生少年でないことは勿論である」（中原1929：157）と指摘している。

この中原の意見から、モガまたはモボの外見的な特徴と「軟派」と称される不良少年少女の外見的な特徴が重なる部分も多く、その境界は一見して判断できないことがわかる。しかし、問題なのは、モガやモボの行動形態そのものがこれまでの社会的な価値観に抵触することと「不良」基準の抵触が混在している点である。

このように多様な不良少年の捉え方は、小説を通して不良少年観を評した「小説家よりみたる不良少年」という短編小説にも認められる。この小説は、『不良少年問題の研究』(1918)に小説家田山花袋と中村星湖が寄稿したものである。その内容は、主人である小説家と客としての雑誌記者のやりとりが中心となっている短編の小説である。その一部には次のようなやり取りが出てくる。

「〔主人〕世間でよくよくいふ不良少年てのは、例の何も彼もが一時に頭を擡げる春期発動期の少年の、際立つて盲目的に活動する奴を指すのでせう。…〔記者〕一体、不良少年といふ言葉が随分漠然としたものではありますか？〔主人〕さうです。不良の善良のと區別を付けたつて仕方がない。すべて自然に發して来る事だから（と相遣るやうに言ふ。）〔記者〕（直ぐには答へずに少し考へる。）境遇遺伝—さういふ点から考えて来ても、所謂不良少年を直ちに非難するわけには行かない上に、私などの経験から申しますと、不良少年といはれる少年の方がほんとの道を通つてゐて、模範少年、優良少年に案外卑怯な偽りの生活をするものが間々あるやうに思ひます。勿論一般的には言はれませんが、考へてみなければなら（な）い点だと思ひます」（田山・中村1918：49）とあり、その後に「（記者）私ひとりの経験で凡てを律するわけには行きませんが、不良少年と一旦認められた為に、何も悪い事をせぬ場合にまでも言ひがかりを付けられて、言ひ解く事も出来ずには段々悪い方へ悪い方へと追ひやられてしまふ少年も世間に少くないでせう」（同書：50）というやりとりが続けられる。

この小説に取りあげられる不良少年は、一般的なネガティブな不良少年観に対して、「模範少年」や「優良少年」よりも自然な姿として描かれている。つまり、ポジティブな

不良少年観を認めることができる。

このような大正期の多様な不良少年観は、当時東京帝国大学に属していた鵜澤忠の不良少年調査（1930）から知ることができる。この調査研究は、これまでの不良少年研究において何かと引き合いに出されてきた司法統計に対してその暗数の問題性を指摘し、不良少年の状況をより詳しく把握するための手法として、実際の少年審判所の不良少年を対象としたモノグラフ法による調査である。

その調査結果から、鵜澤は「或る行為を不良と決定するものは社会であり、不良行為は、悉く社会関係を通じて表現せられる事、及び、社会自身が不良少年発生の最も重要な原因となっている事を考慮の内に入れれば、最も重大なる不良化の原因は、社会的原因であると云えるのである」（鵜澤 1930：41）と主張している。そして、この不良行為と社会との関係は、鵜澤が「不良少年は、社会的産物であり、その特質は反社会的なる処にある。一般社会人は、不良少年の不良行為即ち、反社会的行為に異常なる興味を持つてゐる。一体人間は、非常に、他人の行為に興味を有つものであるが、その他人の行為が異常であればある程、強烈な興味を惹かれる。異常であるとは、社会的規準より逸脱してゐる事である」（同書：42）という指摘からも知ることができる。ここにあげられた「異常なる興味」とは、「社会結合力を薄弱ならしめる如き危険行為」からの関心であり、また「社会意識の強き拘束」である社会的規準に対して「破る勇気も無く大体同様の行為を毎日毎日反復している」人びと（「一般社会人」）が「自分自ら行ふ能はざるが如き異常行為」に対する興味を指している。

この鵜澤の指摘は、当時のモダンガールを含めた多様な価値観に影響を受ける不良少年観をよく表している。鵜澤は、不良少年が社

会的に認知されることは、実際に社会に対して有害かどうかとは全く関係がなく「有害であると信じられている」ことが重要な視点であることを強調している。つまり、これまで取りあげてきた不良少年少女に対する「不良」基準には、法律的な基準のほかに「有害である」という人びとの意思が強く影響していることを鵜澤は指摘したのである。したがって、近代化する社会のなかで、当時の人びとの興味をひく少年少女の行為が、時には不良行為と映り、また、許容されていたのである。これを鵜澤は、「危険行為」とともに社会的なしがらみにとらわれていない自由な行為、つまり「異常行為」に対する一般社会人からの憧憬的な投射を「異なる興味」として捉え、この不良少年の「異常」行為に対して、「不良少年少女は、一般社会人に取りては、タブーである。禁断の菓を、自由に味はふ一群の人々である」と呈している。

近代化の過程で都市化が進み、束縛される日常生活を過ごす人びとにとって、集団化せずに規約にも縛られない「軟派不良少年」の行動は、批判の対象とともに憧憬の対象でもあったのである。

## 6. おわりに

本稿の不良少年少女の不良少年観を通じて明らかになったことは、大正期から昭和期にかけて都市化と大衆化の進む都市圏のもとで、少年少女自身の価値観や行為が大きく変化し、その少年少女の受けられる社会の価値観との差異が、不良少女や多様な不良少年を生み出した点である。近代化のもとで多様化する人びとの価値観自体が、少年を「不良少年だ」とみなす不良少年観を変化させたことは重要である。つまり、個別の活動と多様な不良行為を特徴とし、時には憧憬の対象となる「軟

派不良少年」への不良少年観は、従来の「硬派不良少年」にはなかった新たな不良少年観といえる。そして、そのような変容期であったからこそ、モガやモボなどの新たな行為主体や外見に対する価値観といったものが「不良」基準に混同して取り込まれたと思われる。しかし、一方でこの不良少年観の揺らぎこそが、不良少年に対するポジティブな価値観を形成した動因ともいえる。

不良少年は、現代の非行少年と同様に社会に影響を受け、影響を与える存在であることが本考察の結果から明らかになった。現在の非行少年に対する非行少年観は、発達するマス・メディアの影響などから画一的でネガティブな傾向が強くなっている。そのネガティブな非行少年観は、今日の少年犯罪に対する厳罰化の動向を見ても否めない。

特に、近年の精神医学化や心理学化という現象が非行少年観に反映されると、その非行行為の原因は非行少年個人に転化されやすくなる。しかし、本稿では、非行少年自身の価値観や周囲の人びとの非行少年観は、社会の変容なかで大きく変化することを指摘した。つまり、都市化の過程に認められた多様化な価値観は、ネガティブな不良少年観と共にこれまでには認められなかったポジティブな不良少年観を生み出した。このように多様な価値観のもとで、非行少年に対する多角的な見方が存在する限り、彼らの非行行為や考えに目を向け理解する機会は失われない。彼らを全面的に否定するだけではなく、家族や学校、地域を含めた社会自体が、排他的で画一的な非行少年観を構築する主体であると自覚することで、これから非行問題に対する多様な理解と新たな解決策を生みだす契機になると思われる。今後も引き続き、現状の非行問題を解明するために、本稿で取りあげた不良少年観を中心に非行少年と社会について時系列

的な考究が求められる。

## 【付記】

本文中には差別的な表現・表記があるが、原文の歴史性を考慮してそのままとした。

## 【注】

- 1) 重松一義, 1976, 『少年懲戒教育史』第一法規出版, 613–614.
- 2) 虐犯概念の検討について、荒木（1987）は「未だに犯罪を犯したのではない虐犯少年と非行少年に含めて少年裁判の対象としている点こそ、少年法の少年法らしさである。…したがって、虐犯少年について論じることは、少年法の基本的性格について論じることである」（荒木：12）と述べている。
- 3) 阪口鎮雄, 1917, 『不良少年之研究』日本警察新聞社, 11.
- 4) そのほかに、山本清吾の研究（1914）では、阪口の分類と同様に「不良青年」を「硬派」「軟派」「盗児団」の三つに類別し、特に「不良手段」を中心に分析をおこなっている。山本は、「単独にて不良行為」「徒党を組んで不良行為」「団体を組織して不良行為」「仮面を被る」「仮装せる」「乞食小僧」の六つを「不良手段」としてあげている。阪口と同様に山本も不良少年の類別を試みているが、「硬派不良少年」「軟派不良少年」「窃児団」の三つに類別しており、「窃児団」の類別までには至っていない。
- 5) 元田作之助（1923）によれば、不良少年が地方よりも都会に多い理由は、「都会に生れたものに不良少年多しと云ふ訳ではない、地方少年が都会に来つて不良の少年となるのである」（元田1923: 95）と指摘する。その原因として、商工業の発達や交通機関の整備、保護者の監督が行き届かない都会の暮らしなどをあげている。
- 6) 大日本連合青年団編, 1936, 『若者制度の研究—若者條目を通じて見たる若者制度』大日本連合青年団.
- 7) 松岡真太郎, 1935, 「保護少年の集団的行動」『社会事業研究』23 (7) : 18–37. ここであげられている不良少年は、教護法および少年法における「保護少年」を指している。
- 8) ただし、大阪における「制約」内容の「黙約」は、さらに「デンコ仲間」との関係を考慮し

て再考する必要がある。

- 9) 大澤真吉（1921）によれば、1920（大正9）年10月末の全国在監受刑者総員48,923名であり、そのうち18歳未満の男子は1,437名、女子は98名であった。
- 10) 稲垣（2002）は、「女学生」の不良化の原因について「学校の中よりも学校外の環境に求められる」（稻垣2002: 117）と指摘しており、その環境とはメディアであり不良少年であったと指摘する。
- 11) 千山万岳, 1902, 「女学生腐敗の声」『中央公論』17 (10) : 4.
- 12) 反省社編, 1902, 「女子教育の隆盛」『中央公論』17 (12) : 5.
- 13) 反省社編, 1906, 『中央公論』21 (4).
- 14) 稲垣, 前掲書, 126.
- 15) 鈴木賀一郎, 1936, 『子供の保護』刀江書院, 114.
- 16) 前田（1925）は、例外として家庭問題や「醜女」という「不良」原因をあげている。しかし、この例外も、父親からの暴力的な指示であり、また男性の視線であるという点においては、少なくとも男性が不良化の一要因であることがわかる。
- 17) 鵜澤（1930）のモノグラフの詳細なデータは、当時の旧少年法74条（少年の名誉に関する規定）に抵触する恐れがあることから結果のみを公表している。その研究のなかで不良化の原因として、「家庭欠陥」「交友不良」「社会意識」「経済関係」「個人的（生物学的）欠陥」「環境不良」「自然的（物理学的）原因」をあげている。

## 【参考文献】

- 鮎川潤, 2001, 『少年犯罪』平凡社新書.  
 荒木伸怡, 1987, 「虐犯の概念とその機能」『犯罪社会学研究』12: 4–22.  
 稲垣恭子, 2002, 「不良・良妻賢母・女学生文化」  
 稲垣恭子、竹内洋編『不良・ヒーロー・左傾一  
 教育と逸脱の社会学—』人文書院: 110–131.  
 鴨澤忠, 1930, 「不良少年について」『社会学雑誌』  
 (74) : 27–51.  
 大澤真吉, 1921, 『少年犯罪論』法律新聞社.  
 草間八十雄, 1936, 『不良児』玄林社.  
 黒田源太郎, 1919, 『犯罪少年の告白と個性調査』

- 廣文堂書店.  
郷津茂樹, 1923, 『不良少年になるまで』巖松堂書店.  
河野通雄, 1928, 『不良少年の実際』育成館.  
阪口鎮雄, 1917, 『不良少年之研究』日本警察新聞社.  
桜井哲夫, 1997, 『不良少年』ちくま新書.  
椎名龍徳・近藤堅三, 1927, 『体験に基づく不良児教育の研究』帝国教育出版部.  
重松一義, 1976, 『少年懲戒教育史』第一法規出版.  
白井勇松, 1925, 『少年犯罪の研究』巖松堂書店.  
鈴木賀一郎, 1936, 『子供の保護』刀江書院.  
大日本連合青年団編, 1936, 『若者制度の研究—若者條目を通じて見たる若者制度』大日本連合青年団.  
田山花袋・中村星湖, 1918, 『小説家より見たる不良少年』『早稻田文学』(116) : 41-52.  
千山万岳, 1902, 「女学生腐敗の声」『中央公論』17 (10) : 4.  
中原哲造, 1929, 「最近不良少年少女物語」『中央公論』44 (8) : 149-158.  
反省社編, 1902, 「女子教育の隆盛」『中央公論』17 (12) : 5.  
反省社編, 1906, 『中央公論』21 (4).  
前田誠孝, 1925, 『罪の子となるまで』南海書院.  
松岡真太郎, 1935, 「保護少年の集団的行動」『社会事業研究』23 (7) : 18-37.  
元田作之助, 1923, 『社会病理の研究』警醒社書店.  
山本清吾, 1914, 『現代之不良青年附不良女子』春陽堂.  
鷺尾浩, 1921, 『現代社会問題研究—風俗問題』冬夏社.